



平成 20 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 ノ エ ル  
代表者名 代表取締役社長 金古 政利  
住 所 神奈川県川崎市高津区二子五丁目1番1号  
( 東 証 第 二 部 ・ 8 9 4 7 )  
問合せ先 取締役業務推進本部長 川上 博  
T E L 044-820-3150

### 破産手続開始決定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、破産手続開始の申立てを行うことを決定し、東京地方裁判所に申立てを行い、本日 17:00 に破産手続開始が決定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけする事態となりましたこと、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 申立ての理由

当社は、設立以来、「幸福創造企業として、幸せで豊かな社会の実現に貢献すること」を経営の基本理念に掲げ、デベロップメント事業、不動産投資開発事業及びアセットコンサルティング事業を展開し、総合不動産会社としての事業拡大を推進してまいりました。

しかしながら、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱、原材料価格の高騰等により、顧客の買い控え現象、金融機関の不動産融資に対する姿勢の厳格化、それらに起因する不動産取引に対する慎重さが高まりました。

このような環境下、販売用不動産の販売促進による棚卸資産の圧縮、固定費と金融費用の削減等による経営の効率化等に加え、資本提携先の模索とこれによる財務基盤及び事業基盤の立て直しに努めてまいりましたが実現に至らず、保有物件の売却計画の大幅な遅れや借入金の返済遅延、税金その他債務の未払い発生など、資金繰りが逼迫する事態となりました。

このため、当社は、事業継続を断念し、破産手続により清算することを決断いたしました。

#### 2. 負債総額 414 億円 (概算 平成 20 年 10 月 30 日現在)

### 3. 今後の見通し

今後につきましては、裁判所及び破産管財人の下、破産手続が行われていくこととなります。

以上

(ご参考)

#### 1. 申立の概要

(1)	申立日	平成 20 年 10 月 30 日
(2)	申立決定日	同日
(3)	申立裁判所	東京地方裁判所
(4)	事件名	破産手続開始申立事件
(5)	事件番号	平成 20 年 (フ) 20000 号
(6)	申立代理人	渡邊 顯 (成和明哲法律事務所)

#### 2. 会社の概況 (申立日現在)

(1)	商号	株式会社ノエル
(2)	本店所在地	神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1 高津パークプラザ
(3)	設立年月日	昭和 47 年 2 月 22 日
(4)	代表者	代表取締役社長 金古政利
(5)	資本の額	2,269,054,466 円
(6)	債権者数	1,360 名 (平成 20 年 10 月 30 日現在)
(7)	従業員の状態	230 名 (平成 20 年 10 月 30 日現在)
(8)	負債総額	414 億円 (概算 平成 20 年 10 月 30 日現在)